

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務研修

## 介護予防・日常生活支援総合事業について



健康福祉局高齢在宅支援課

## 介護保険制度とは

- ◆平成12年（2000年）4月からスタート
- ◆介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、社会全体で支え合うしくみ

## 総合事業の始まり

- ◆平成26年6月「改正介護保険法」の成立により、介護予防給付が地域支援事業へ移行（平成27年4月施行）
- ◆平成28年1月から、横浜市で総合事業が開始

# 地域支援事業

## 介護保険法 第六章 地域支援事業等（地域支援事業）

### 第百十五条の四十五

- 市町村は、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。

- イ ～
- ロ ～
- ハ ～

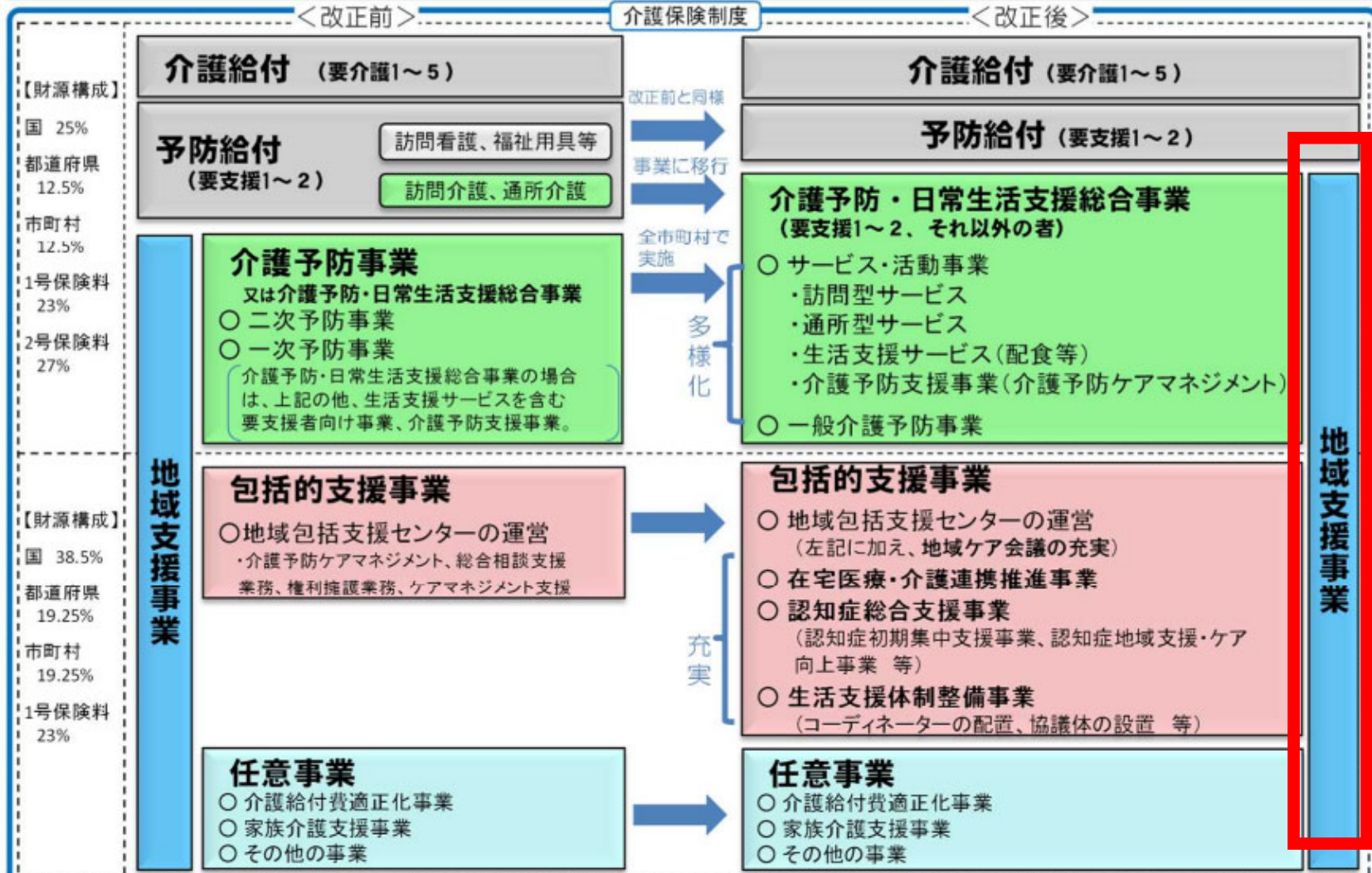
第一号事業  
= 「介護予防・日常生活支援総合事業」

- ニ 居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（以下「第一号介護予防支援事業」という。）

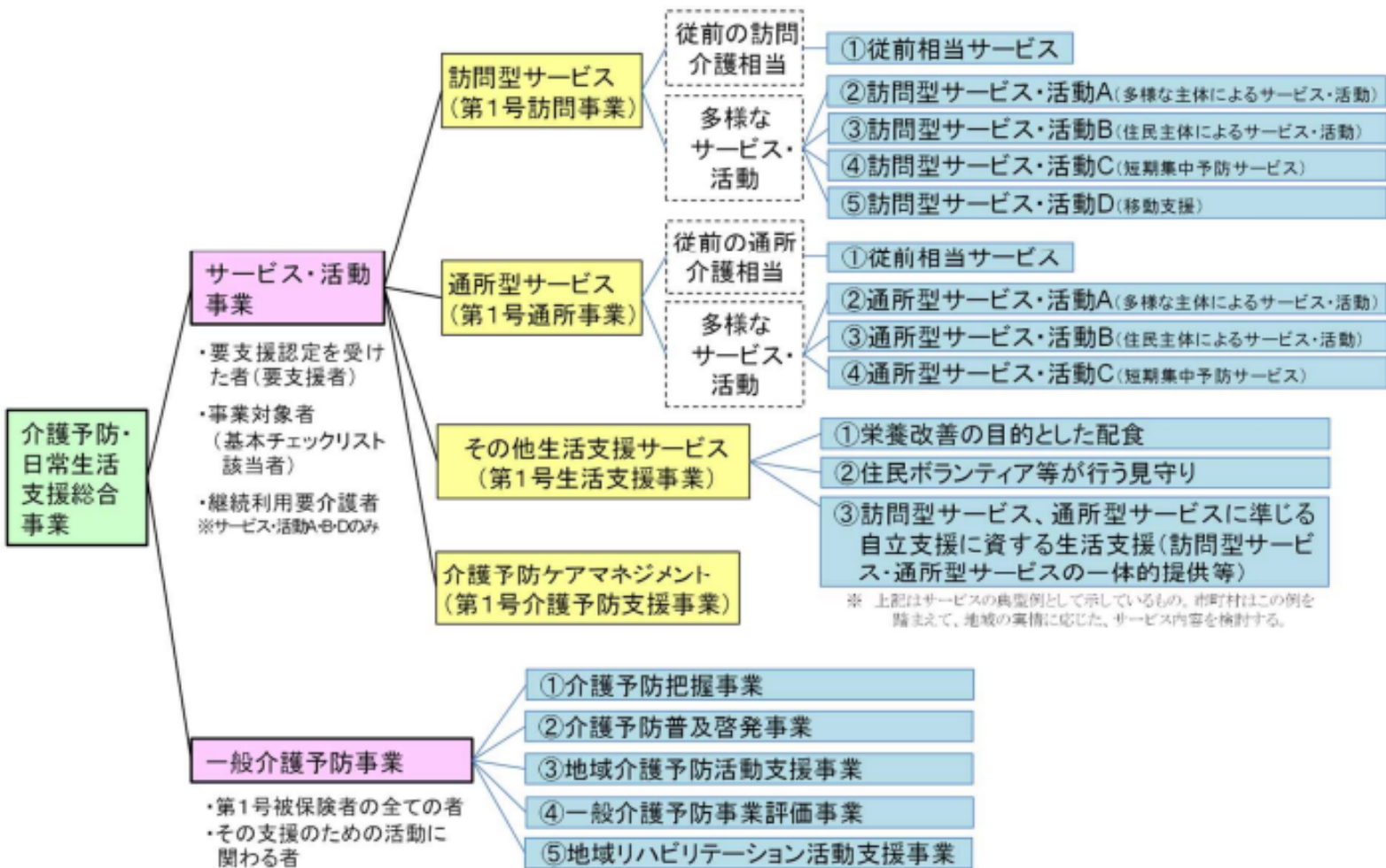
# 総合事業の歴史

正式名称	介護予防・日常生活支援総合事業
内容	介護保険制度の一環として、地域の実情に応じた柔軟な支援を提供する
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様なサービスの充実と選択肢の拡大</li> <li>住民サービスの普及と社会参加の促進により自立の促進や重度化予防に繋がり、結果として費用の効率化につながる</li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護ニーズの増加、担い手の減少</li> <li>住み慣れた地域で生活し続けるための選択肢の不足</li> <li>高齢者が支え手となる環境づくり</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
<b>総合事業の歴史</b>	
2011年	<p style="text-align: center;">地域包括ケアシステムの導入 その一環として総合事業の開始</p>
2015年	<p style="text-align: center;">総合事業が再編。 具体的には<b>介護予防訪問介護・介護予防通所介護</b>が総合事業に移行。 より「介護予防」「自立支援」の色が強くなる 地域の実情に応じた柔軟なサービス編成が可能となる</p>

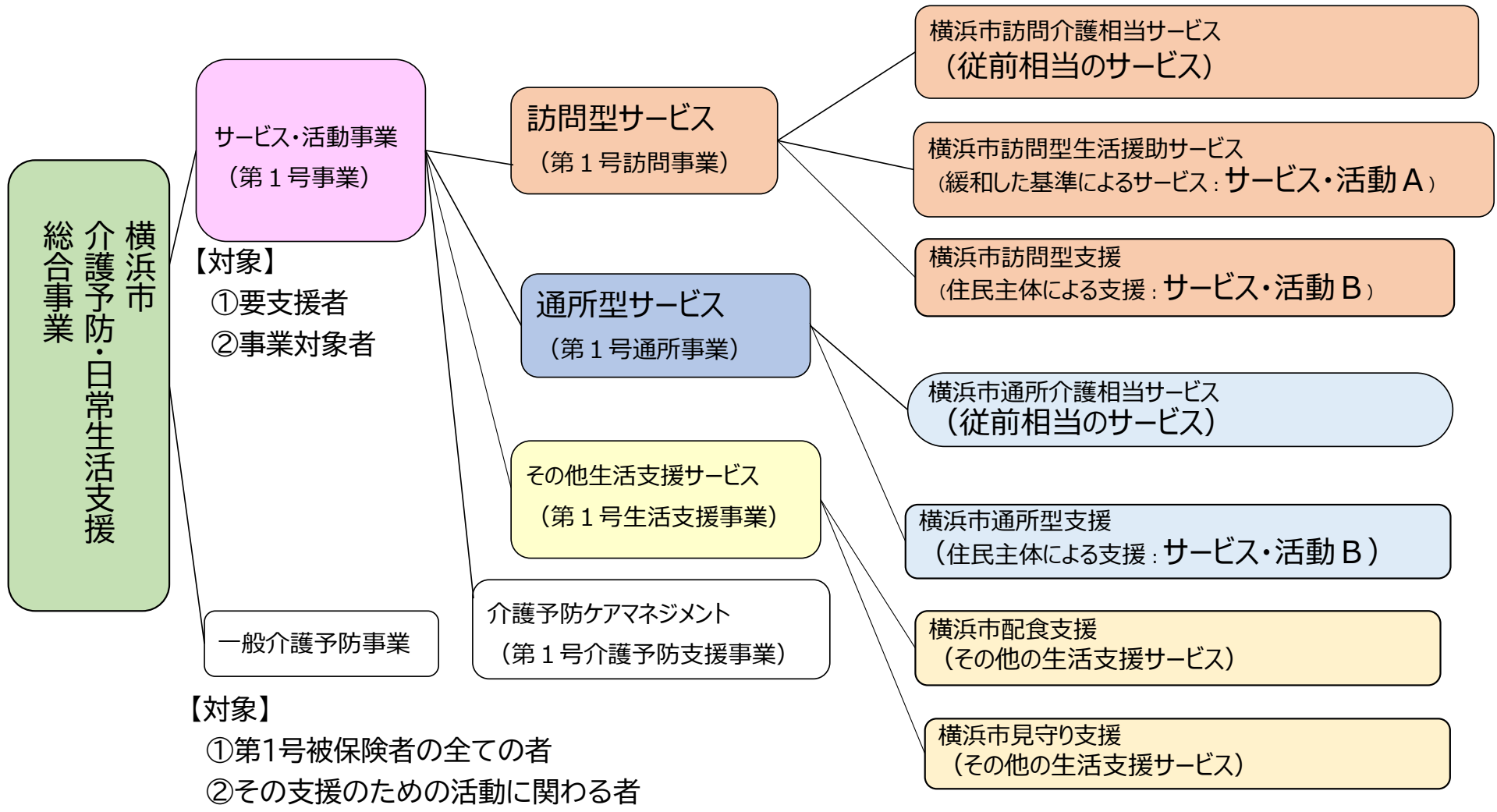
## 【参考】地域支援事業の全体像(平成26年改正前後)



# 国の分類例



# 横浜市の総合事業の構成



# 従前相当サービス

正式名称	横浜市訪問介護・通所介護 相当サービス
目的	専門的なサービスが必要と認められる場合に要支援者へ提供する
開始年月日	(訪問・通所ともに) 平成28年1月～
内容	以前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス
サービス提供者	本市の指定を受けた介護事業所
対象者	“専門的なサービスが必要な”要支援者
報酬	介護保険予防給付

## サービス・活動A ※横浜市は訪問型のみ

正式名称	横浜市訪問型生活援助サービス
目的	介護人材のすそ野を広げる
開始年月日	平成28年 10月～
内容	訪問介護の中の「生活支援」 ※ <b>身体に触れない</b> 家事など
サービス提供者	横浜市の指定を受けた事業所から派遣される <b>一定の研修を受けた方</b>
対象者	<b>“必ずしも専門的サービスを必要でない”</b> 要支援者・事業対象者

# 横浜市訪問型支援・通所型支援（サービス・活動B）

事業名	横浜市サービス・活動B等補助事業 横浜市通所型サービス・活動B事業
目的	多様な主体による活動を増やし、選択肢の拡大を図る
開始年月日	平成29年5月～
内容	訪問型：ボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問して、生活支援等の援助を提供する。 通所型：住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に高齢者向けの介護予防に資するプログラムを提供する。
サービス提供者	本市が規定した“一定の基準”を満たす ボランティア活動などを行う住民主体の活動団体等
対象者	要支援者、事業対象者、継続利用している要介護者で、サービスの必要性がケアプランに位置付けられた人

# 高齢者の自立支援のためには…



介護保険サービスなどの専門職によるサービスだけでなく、  
**「多様な主体による」**重層的な生活支援、介護予防、社会参加の機会  
(地域とのつながり) があることが重要です。

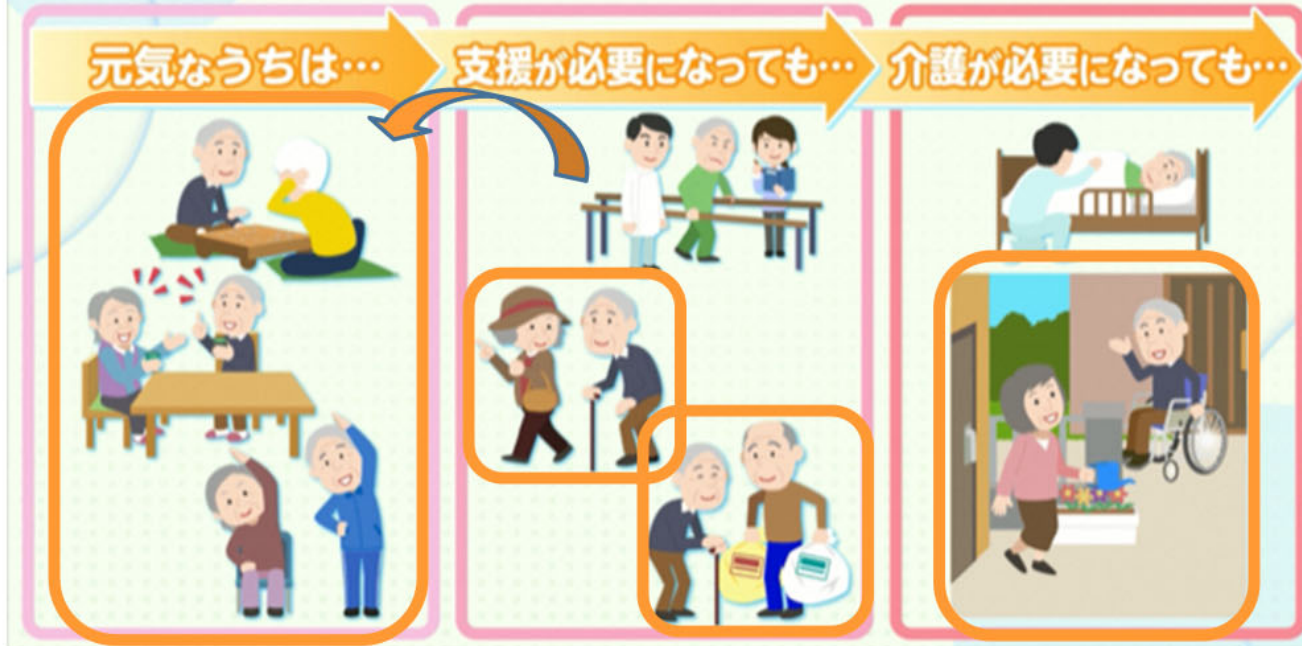


「できなくなっていること」を補う

のではなく・・・

**出所)** 三菱UFリサーチ&コンサルティング株式会社「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業 報告書」(平成28年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金)に追記

## これからの高齢者支援



住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくために、

「したいこと」「今できていること」  
を続けられるように支援する

ことが大切です。

出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業 報告書」(平成28年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金)に追記

ご清聴ありがとうございました。

---

